

〔論 説〕

## 韓国における労働運動の歴史的展開

安 熙 卓

### 〔要 旨〕

本稿は、韓国における労働運動を歴代政権の時代区分によって考察したものである。韓国の労働運動は、国家との関係に大きく規定されてきた。それは南北分断国家として「反共」を国是とする権威主義体制が長く続いたこと、1960年代から国家主導の経済開発が行われたことなどの要因のため、国家の労働政策によるコントロールが非常に強かった。これに対し、労働組合は民主化を要求する声を高めてきた。歴代政権において労働組合は、労働条件をめぐる経済的な闘争にとどまらず、政治的問題に対しても労働者組織の政治勢力を利用して、さらには大学生や市民団体と連帯を強化しながら労働運動を展開してきた。このような状況は、近年においても構造調整によるリストラや労働市場改革、公共部門の改革などといった政府の労働政策に反対し、大規模な総罷業を繰り返す活発な労働運動を展開している。このように、韓国の労働運動、とりわけ労使関係は現在も不安定な状況が続いているのが実態である。

### I. はじめに

韓国の急速な経済成長は、政府主導による経済優先と労働運動の抑制によるところが大きい。東アジアの4龍（韓国・シンガポール・台湾・香港）の先頭走者として世界の注目を浴びるようになった韓国の高度経済成長は、「先成長・後分配」と「国家安保」の論理を掲げた政府がすべて主導する開発独裁型の成長であった。より豊かな生活を求めて成長果実の公正分配を主張する声が労働者の間で大きくなるのは当然のことであろう。

ところが、歴代軍事政権は1961年から1986年までの間、一貫して労働運動を抑え込み、労働統制を強めてきた。当然、労働組合は民主化を要求する声を高める抵抗団体として活動し、さらに在野労働運動家も加わった。韓国の労働運動は、国家との関係に大きく規定されてきた。それは南北分断国家として「反共」を国是とする権威主義体制が長く続いたこと、1960年代から国家主導の経済開発が行われたことなどの要因のため、国家の労働政策によるコントロールが非常に強かった。

時代の流れを変えたのは、1987年の「民主化宣言」<sup>1</sup>によってもたらされた。労働3法の改

正によって労働組合活動の自由は大きく伸長され、個別労働者の権利保護も拡大された。これまで抑圧されていた労働運動はかつてなく活性化し、労働者の権利意識は高まり、政府の労働行政は「統制」から「調整」を基本とする方向へと大きく旋回した。しかし、これまで抑圧されてきた労働者の不満が噴出し、労働争議が多発するなど、混乱が続くと労働運動に対し、政府が積極的に介入するようになった。

1997年のアジア通貨危機や2008年の世界金融危機には、深刻な経済状況に直面し、企業業績の悪化、企業のリストラの拡大によって、労政対立、労使対立の構図が形成され、韓国の労働運動は、主要な社会的問題として韓国経済に大きな影響を与えてきた。

本稿では、戦後、韓国の民主化過程の中で展開されてきた労働運動を歴史的に考察する。時代区分については、さまざまな分類ができるが、ここでは歴代政権を基準とした<sup>2</sup>。それは歴代政権の労働政策が労働運動に大きく影響されるからである。

## Ⅱ. 韓国の労働運動の歴史的展開

### 1. 第2次大戦直後の米軍政期（1945—1948年）

日本植民地統治から解放された後、米ソの信託統治決議を経て、韓国は米軍政が主導する資本主義体制に編入された。米軍政は資本主義体制の理念に基づいて自発的かつ民主的管理の現場運営・管理を実施するようになった<sup>3</sup>。1945年8月15日の終戦を契機として、米軍政によって国民の自由な活動を制限してきた植民地化の治安維持法、政治犯処罰法などが廃止され、労働運動を促進する法令が制定・公布されたことで、労働運動が活発に展開するようになった<sup>4</sup>。

1945年9月、韓国に進駐した米軍政は終戦直後の政治・経済・社会の混乱を收拾するために、1945年10月30日に軍政法令第19号の国家緊急事態宣言の中で、「過去40年間存続してきた絶対的奴隷状態から労働者を救出しなければならない」と強調し、労働組合の結成と罷業、怠業、職場閉鎖などの争議行為を保障した。これを契機として、1945年11月1日に、日本の植民地支配下で民族独立運動と社会運動を展開してきた左派系の「朝鮮労働組合全国評議会」（全評）が結成された。そして、結成から間もなく、「全評」には朝鮮鉉山労働組合の結成をはじめとして、16の産業別労働組合が全国的な規模で組織された<sup>5</sup>。

しかし、「全評」の労働運動は、経済的闘争というより政治的闘争に集中していた。「全評」は、政治的課題を革新的民主主義国家の建設であると主張し、植民地時代の親日派・民族反役者が所有していた一切の企業を工場委員会が管理する権利を獲得すべきだと主張した。また、「全評」は米軍政の韓国の統治反対、民族統一など、政治的問題を掲げ、労働闘争を展開した<sup>6</sup>。

これに対し、米軍政は1946年3月、「全評」を不法組織として規定し、韓国の左翼政治家たちの支援を得て、「大韓独立労働組合総連盟」（大韓労総）を結成させ、左翼労組である全評に対抗する右翼労組として反共・反全評闘争の政治的路線を鮮明にした。そこで「全評」は、当時の共産党との緊密な関係を持ちながら米軍政の反対など政治闘争を強化するようになる。

「全評」は、1946年6月に東洋紡績争議、同年7月の京成日報印刷工場罷業、同年9月の鉄道労組を中心とした「全評」傘下の労組の総罷業を展開した。一方、「大韓労総」は、1946年9月の「全評」の暴力闘争を伴った鉄道労組罷業に対して、警察や光復青年会とともに罷業解散や公共施設の復旧を支援するなど健全な活動を展開した。「大韓労総」は、これらの活動によって米軍政庁から認められ、組織の勢力も大きく拡大することになった。1947年9月末現在、「大韓労総」傘下の労働組合数は221、組合員数は39,786人であったが、「全評」傘下の労働組合数は13、組合員数は2,465人にすぎなかった<sup>7</sup>。

全評は、1947年3月にも第2次総罷業闘争を展開した。その後も1948年2月にUN韓国委員団の来韓反対罷業、同年5月に総選挙反対罷業、同年11月に米軍撤収要求罷業など、激しい闘争が展開された。これを契機に「全評」は1947年3月、米軍政布告により非合法組織とされ、1949年には完全に解体されることになった<sup>8</sup>。「全評」が支配していた韓国の労働運動が「大韓労総」の支配下に至るまで労働争議は、26人の死傷者が発生するなど、流血的な闘争であった<sup>9</sup>。

以上のように、米軍政期の労働運動は、労働者の権利や利益を度外視し、政治的性格の強い労働闘争が中心となっていた。また、全評打倒、労働運動の左翼化の阻止という南北分断のイデオロギーの対立によって政治・社会運動として展開されてきた。

## 2. 李承晩（イ・スンマン）政権（1948—1960年）

1948年、米軍政から権限を移譲し、樹立された韓国政府は、憲法に労働3権の保護を明記し、労働基準を法律として定めた。さらに、1949年には、労働基準法、労働組合法、労働争議調停法などの草案が完成され、国会に提出する段階まで進められていた。しかし、その後、1950年、朝鮮戦争が勃発することによって労働関係法の制定は保留された。朝鮮戦争（6.25動乱）<sup>10</sup>によって、労働運動はかなり制約されたものの、戦時体制下においても1951年12月に朝鮮紡績争議、1952年2月に上東鉦山争議、同年7月に釜山埠頭労働者の罷業などが発生した<sup>11</sup>。

韓国の労働者の労働運動は、左派勢力の組織であった「全評」を打倒した右派勢力の「大韓労総」が中心となり、組織の整備と組合活動を展開するようになった<sup>12</sup>。しかし、当時の大韓労総は、強い政治指向的な活動や政府の介入、組合幹部間の派閥抗争などの理由によって、組合の組織化やその運動は比較的に不振であった。

休戦協定が締結された1953年には、労働者が法的に保護を受けながら民主労働運動が可能となる労働組合法（1953. 1. 23）、労働委員会法（1953. 1. 27）、労働争議調整法（1953. 1. 30）、労働基準法（1954. 4. 15）など、労働3権を保障した労働関係諸法が制定され、韓国の労働組合の組織とその活動に関する法的地位および根拠が初めて確立されるようになった<sup>13</sup>。

労働法の制定により労働運動が法的に保障されると、労働組合の組織が拡大し、労働運動も活発化した。1953年には大韓皮革工場、大韓石公、米軍関係荷役労働者らの労働争議、1955年には南電労組結成闘争、ソウルバス労働組合や釜山埠頭労働組合の労働争議、1958年には鉄道労働組合の労働争議、1959年には繊維業界などの労働争議が発生した<sup>14</sup>。

その後も大韓労総は、労働運動を活発に展開されるようになったが、労働組合の組織化やその活動に対する政府の介入や政治的な利用によって、労働組合本来の目的を果たすことができなくなった。そのため、大韓労総主導の組合活動は、組合の御用化と組合幹部間の派閥抗争、労働条件改善の限界などの理由によって、多くの問題を抱えることになった。そこで、1959年10月26日には大韓労総の指導路線に反対する勢力によって、「全国労働組合協議会」（全国労協）が結成され、大韓労総は事実上の組織分裂とともに組合活動にも大きな影響を受けることになった<sup>15</sup>。

1960年4月19日には、3. 15不正選挙を契機に学生を中心とする4. 19革命<sup>16</sup>が起き、当時の李承晩大統領が退陣に追い込まれた。李承晩政権の退陣によって大韓労総の勢力は弱まり、1960年5月には労組幹部の総辞職とともに労働組合は事実上の解散状態となった。同年11月には「全国労働組合協議会」（全労協）との統合大会を経て新たに「韓国労働組合総連合会」（韓国労連）が全国中央組織として誕生することになった<sup>17</sup>。「韓国労総」は、労働組合運動の正統性回復と労働者の権益伸長、組合内民主主義の実現に重点をおいた労組活動を展開した<sup>18</sup>。

以上のように、李承晩政権下の労働運動は、政治・経済・社会など多方面にわたって労使関係の正しい秩序が確立されていない環境の中で、左翼主導の労働運動が展開されてきた。また、この時期は、労働組合内の民主主義を実現する過程で組合内のイデオロギーの対立、葛藤が表出され、労働組合の運動路線をめぐる組合分裂と組織統合など、労働組合の民主化が主要な争点となっていた。

### 3. 朴正熙（パク・チョンヒ）政権（1961—1979年）

朴正熙政権は、1961年の5. 16軍事革命<sup>19</sup>によって誕生した。朴正熙政権の下で、国家主導の経済開発と労働統制が本格化した。韓国で経済開発計画が本格的に実施されたのは、1962年からである。すなわち、1962—1966年の第1次、1967—1971年の第2次、1972—1976年の第3

次、1977-1981年の第4次経済開発5カ年計画が実施された。これらの経済政策は、政府主導、輸出依存、外資依存、低賃金依存が特徴である。1960年代の産業は軽工業が中心で、外国からの資本を借りて生産設備を建設し、輸入代替産業と輸出産業を重点的に育成してきた<sup>20</sup>。

朴正熙政権は、国家再建最高会議布告令によって労働争議を一切禁止した。さらに、政党および社会団体も解散させることによって、「韓国労働組合総連盟」（韓国労総）をはじめとするあらゆる労働団体も解体した。その後、1961年8月には国家再建最高会議による「労働者の団体活動に関する臨時措置法」が公布され、労働組合の組織活動が認められることになり、韓国労働団体再建組織委員会が設置され、新しい全国的産業別労働組合組織の結成を準備することになった<sup>21</sup>。

労働組合の組織は、従来の企業別組合から産業別組合へと変更された。産業別組合組織は、主として政府主導に編成され、労働組合の組織再建および労働運動に対する政府の介入ないし制約が強化される中で、労働組合の結成および運動が展開されるようになった。1961年8月30日に15の産業別労働組合によって、韓国で最初の産別労組の全国的な連合体である「韓国労働組合総連盟」（韓国労総）が設立された。1962年12月には、公務員の団結権、団体交渉権、団体行動権を制限する法律を制定した。また、公務員のみ労働争議・闘争活動の制限では、労使関係の対立が急速な経済発展の阻害要因になることを懸念し、1963年4月と11月に、労働関係諸法の改正を行い、労組の結成と労働運動に対する政府機関の介入や争議行為の制限などを強化した<sup>22</sup>。

1970年代には外国人の投資を拡大させる目的で、外国人投資企業の労働組合および労働争議に関する臨時特別法を制定した。1970年代に入ってから政府は経済開発を進め、鉄鋼・石油化学・造船など、大企業グループに重点的に資金を投入して重化学工業を育成してきた<sup>23</sup>。他方で、労働運動への抑圧を強化した。公務員や国営企業、国民経済に大きな影響を与える企業の労働者には、団体行動権が憲法で制限された<sup>24</sup>。

政府は「先成長・後分配」の経済開発計画の推進を最優先の目標としたために、労働組合活動は委縮せざるを得なかった。そんな中、労働運動に対する外部勢力の制約が加えられ、自由な労働運動が不可能な状態の下で、労働争議は60年代のそれとは異なる性格を見せた。朴正熙政権の労働統制が厳しくなる中で、労働者の不満は頂点に達し、労働運動が爆発的・暴力的な形で表出された。たとえば、1970年11月13日、平和市場の組合員であった全泰壺（チョン・テイル）焼身自殺事件、同年11月15日、朝鮮ホテル焼身自殺未遂事件、1971年2月2日、韓国会館自殺未遂事件、1973年12月9日と1974年2月22日、自殺事件などがそれである。さらに、1971年9月15日、KALビル放火事件や1971年9月19日、現代造船所の暴動事件など、低賃金や長

時間労働など、劣悪な環境で働いていた労働者が声を上げ、労働争議が社会問題化した<sup>25</sup>。

これらの事態に対応するため、政府は1971年12月の「国家防衛に関する特別措置法」の制定によって、団体交渉権と団体行動権が制限されるようになった。また、1971年12月、国家非常事態宣言とともに1972年10月には大統領の権限を強化し終身化した「維新体制<sup>26</sup>」へと転換を図り、労働統制と労働運動を抑制した<sup>27</sup>。さらに、1973年から1974年には労働関係法を改正し、労働者が集団的に権力を行使することに対して厳しく対応した<sup>28</sup>。

1970年代後半にも労働争議が続き、労働運動は、労働者だけではなく、宗教団体（都市宣教会やカトリック労働青年会）の外部の支援を受けながら展開された<sup>29</sup>。政府は第三者の労働運動への介入を厳しく制限した。急速な経済成長に固執して、それがもたらした矛盾に対する民衆の抵抗を抑えつけた維新体制は、1979年10月26日（10.26事件）、大統領側近による暗殺によって崩壊した。この事件の背景には、体制を揺るがす反政府暴動をめぐって、体制内部の対立があった。すなわち、反政府運動を強硬弾圧しようとする大統領に対して、それでは体制が持たないとする穏健派との対立である。この暴動の発端となったのは、「YH貿易事件<sup>30</sup>」である。10.26事態後も舎北炭鉱や東国製鋼などで暴力的な労働争議が相次いだ<sup>31</sup>。

以上のように、朴正熙政権下の労働運動は、1960年代の経済開発第一主義と1970年代の維新憲法の制定や安保優先主義の政府施策によって、多くの制約を受けながら展開されてきた。特に、経済開発を優先するあまり、労働者の劣悪な処遇、犠牲を求める労働政策に対する労働者の抵抗が強く、その過程で暴力的な労働争議が多発した。この時期の労働運動は、どちらかといえば、政治闘争よりも人間としての基本的な生活権を獲得するための経済的闘争が中心であった。

#### 4. 全斗煥（チョン・ドゥファン）政権（1980－1987年）

1979年、朴正熙政権が10.26事態によって終焉を迎えると、再び軍が介入し、1980年5月17日にクーデターによって全斗煥政権が誕生した。1980年5月18日には、クーデターに抗議する学生デモや市民らが参加した大規模な光州事件<sup>32</sup>が起きた。これに対し、戒厳軍は武力鎮圧過程で多数の死傷者が発生するなど、社会的に大混乱の状態が続いた。そんな中、1980年10月に新しい政権が誕生するまでの政治的な過渡期には大規模の労働争議も多発した。たとえば、舎北炭鉱の暴力的な労働争議（1980.4.20－25日）、東国製鋼の労働争議（1980.4.28－30日）、東明木材の労働争議（1980.5.7－17日）がそれである。1978年と1979年の労働争議件数はそれぞれ102件と105件であったのに対して、1980年には407件にもものぼった。労働争議の形態も籠城（204件）、作業拒否（98件）、示威（47件）、その他（58件）など多様であった<sup>33</sup>。

労働争議の深刻化を背景として、1980年8月と11月に2回にわたって、政府は労使間の自律的な対話促進および協調強化の必要性を強調するとともに、労働組合の健全化措置を断行した。全斗煥政権の下では、労働組合活動や労働運動に対する規制は朴正熙政権下よりも強化された。その後、1980年12月31日には、労働組合法をはじめ労働争議調整法、労働基準法、労働委員会法、などの労働関係諸法が改正され、労使協議会の独自の措置運営を定めた労使協議会法も新たに制定された<sup>34</sup>。

しかし、政府の労働政策の意図とは異なる形で、経済成長を背後に民主化運動が広がる中で、学生運動家たちは、労働者が社会革命の主体となり、学生はその支援・連帯勢力であるという考えの下、「偽装労働者」として労働現場に入ることで労働者の組織化を図るとともに、現場闘争さらには大衆闘争を模索していったため、労働運動は80年代前半期までのそれとは異なる新しい展開を見せた<sup>35</sup>。1987年7-9月にかけては、全国的な同時多発的に労働争議が発生した。前年に比べて13.6倍(3,749件)にもものぼる膨大な数の労働争議は、激烈な様相を帯び、「労攻・使守」の雰囲気の中で進行し、「労働総攻勢」を示した。全斗煥政権の労働組合に対する統制が強化されると、労働運動は賃金闘争という経済的闘争を切り口として、産業別・地域別労働組合が連携を図り、政治的闘争へ転換し始めた。労働者たちは、①低賃金と劣悪な労働条件の改善、②労働統制の撤廃、③労働者の社会・系座的な地位の向上、④公平な成果配分を掲げる全国的労働運動を展開した<sup>36</sup>。

1988年にはソウルオリンピックが控え、大統領直選制など民主化を求める反政府的学生デモが頻発し、オリンピックが開催できないのではとの状況に陥るとの観測もあった。しかし、オリンピックの成功をバネに高度経済成長を誇示し先進国入りを目指していた全斗煥政権は1987年、大統領の後継指名を受けた盧泰愚に民主化宣言を発表させた。これがいわゆる「6.29民主化宣言<sup>37</sup>」である。1987年の民主化運動は「6月民衆抗争」と呼ばれ、韓国の民主主義の発展の第一歩となった。

民主化宣言直後から労働者は「民主労働組合の設立」、「賃金引上げ」、「労働条件の改善」などを求め、全国的に労働争議やデモを展開した。労働組合結成の動きは、1987年7月、現代グループをはじめとする主要財閥大企業にも波及し、組合が結成されると罷業が本格化した。

1987年11月、政府は労働法を改正し、労組の設立規制を緩和するなど統制の自由化を示すと同時に労働運動を規制しようとした。すなわち、「既存労組と同じ組織対象」「既存労組の正常な運営を妨害する目的」の場合は新しい労働組合は作れないとする「複数組合禁止の原則」を明示し、既存の運動を逸脱する組織に対する法規制を強化した。また、「労働運動の政治活動」「第三者介入」「複数労組」のすべてが法改正によって禁止されることになった<sup>38</sup>。

以上のように、全斗煥政権下の労働運動は、賃金および処遇改善を重視する経済的闘争にとどまることなく、政治的闘争を重ねて展開されてきた。また、民主化を求める大学生らの社会運動と労働組合活動の自由化を求める全国的な労働争議が発生するなど、社会的に大混乱の時代であった。

## 5. 盧泰愚（ノ・テウ）政権（1988—1992年）

盧泰愚政権下では、1987年の「6.29民主化宣言」を受け、これまで低賃金に抑圧された労働者の権利の拡大を目指す本格的な労働闘争が活発化した。労働現場では、法の制定よりも現実が先行する形で民主化要求と賃金引き上げを中心とする労働争議が全国に広がって大混乱状態に陥った<sup>39</sup>。労働者の要求は生活給確保のための賃金引き上げ、生産職と事務職との賃金格差の解消など、賃金問題をめぐる利益紛争が中心であった。また、労働争議は経営者の権威主義的な姿勢による非人間的な待遇による労使間の感情対立がその原因の一つであった。

労働争議が同時多発的に発生する中、1988年10月29日には、改正憲法が公布され、新憲法の施行を前提として、労働組合法、労働争議調整法、労使協議会法が改正された。全体として、労働組合法についてみると、労働組合の設立形態の自由、労働組合の設立の簡素化、行政官庁等の介入の緩和、団体交渉権の委任の簡素化、労働組合の役員資格制度の廃止、ユニオン・ショップ制の一部導入などが主な改正点である<sup>40</sup>。労働組合法の緩和によって、労働運動が活発化し、賃金交渉においても大幅な賃上げを実現した。また、既存の御用組合に代わる新組織を結成する動きも強くなった。法的には認められない組織であっても、新しい組織が現場で影響力を行使する状況も現れ、こうした「民主労組」勢力が御用組合の韓国労総に代わるナショナルセンターを結成する運動も進められた。しかし、あまりにも現場での闘争が激しくなり、経済的にも大きな支障をきたすとの理由で反労働キャンペーンが起り、90年代になると、大きな労働運動に政府による公権力が介入する動きが再び現れた<sup>41</sup>。

このような状況の中で、「労・労対立」による組合分裂も現れ、運動路線の対立から強硬派と穏健派が現れた。強硬派は、前体制を継承する現政権と闘い、大衆を基盤とする体制改革を進めることを主張し、穏健派は、民主制への転換という側面を重視し、抑圧的な労働法の改正などを通じて民主化を徹底化していく方針をとることを主張した。前者が中心となって、1990年に御用労組と言われた韓国労総に代わるナショナルセンター準備組織である「全国労働者団体協議会」（全労協）が結成された。この全労協には当初456の労働組合が加盟していたが、加盟労組の罷業に全労協幹部が支援を行っていたが、「第三者介入」として逮捕されるなど、公権力の弾圧により1995年に解散された<sup>42</sup>。

全労協の解散とともに、穏健派が中心となって自律的な活動を保障されるよう労働関係法の改正を掲げ、勢力結集のための民主的なナショナルセンター設立運動が展開され、1995年に「全国民主労働組合総連盟」（民主労総）が結成された。結成当時は非合法組織であったが、1997年に労働関係法の改正と共に合法的組織として認められた<sup>43</sup>。

以上のように、盧泰愚政権下の労働運動は、民主化宣言を契機に労働組合の結成が本格化するとともに、経済発展の過程で低賃金に抑圧された労働者の不満が一気に噴出し、「先籠城・後交渉」という過激な不法労働争議という形で展開された。また、労働組合組織の再編過程で運動路線の対立から強硬派と穏健派が現れ、勢力結集のための労・労間の葛藤が強かった時代であった。

## 6. 金泳三（キム・ヨンサム）政権（1993—1997年）

金泳三は、民主化運動の政治家として知られているが、朴正熙—全斗煥—盧泰愚と続いた軍人出身大統領に代わり、32年ぶりの文民出身の大統領となった。金泳三政権は、民主化を推進し、先進国に跳躍することを国家目標として掲げ、国家基準に合致する法制度への転換を検討し始めた。すでに韓国は1991年にILOに加入し、OECD加盟を目指していたので、労使関係の先進化は国内の問題にとどまらない重要性があった。さらに、経済のグローバル化が進む中で、国家主導で開発を行ってきた韓国に対しても外からの自由化圧力が上がり、労働市場の柔軟化などが課題として浮上してきた<sup>44</sup>。

1993年のウルグアイラウンド交渉妥結により米を含む例外なき関税化を受け入れ、WTO発足（1995年）に対応して農産物の大幅な市場解放措置をとった。また、国際競争力を付けるためと称する合理化や労働基本権の制限（解雇権の拡大、臨時雇用の拡大など）を許す労働法の改正を強行した。過去の労働法制においては、団体行動権や団体交渉権などを制限して労働運動を制約する一方で、個々の労働者に対しては、恩恵的な保護が比較的保障され、厳しい罰則を伴う解雇制限も規定されていた。このような状況の中で、経済的理由による大量解雇を可能にする整理解雇制が派遣労働制とともに、労働市場を柔軟化して経済的な効率性を高める制度として導入が議論の対象となってきた<sup>45</sup>。

韓国経済は1970～80年代の経済成長を続け、1995年には国民所得を1万ドル台に乗せ、1996年にはOECDに加盟した。金泳三政権は、経済繁栄を背景に「無限競争の時代」に突入したと宣言し、グローバル経済に対応した国際競争力を強める戦略をとった。1996年に政府は、「新たな労使関係による21世紀の世界一流国の建設」を打ち出し、大統領の諮問機関として労・使・公益委員からなる「労使関係改革委員会」を設置し、労働法改正に向けた議論を始めた<sup>46</sup>。し

かし、複数労組禁止、第三者加入禁止、整理解雇制導入など、主要部分で合意に達せず、対立点を併記したまま1996年12月10日に政府の労働法改正案が国会に提出された。政府・与党は通常国会での法案処理を要求したが、野党は政府案に対し労使の立場の隔たりが大きく、特に労働側の反対が強いことを理由に、法案の処理を阻止するなど審議は難航した。その過程で新韓国党（当時与党）は1996年12月26日に単独で国会を開き、労働法改正案を強行採決した。労働界はこれに反発、韓国労総と民主労総が連帯して「労働法改悪反対闘争」をゼネスト（総同盟罷業）で闘った。また、自動車、造船など製造業を中心に労働争議が活発化した。これに加えて、野党、各種市民団体、OECD、ILOなどの国際機関もこれを批判した。その結果、この法案は先送りされた<sup>47</sup>。

1997年1月に与野党が労働法改正議論を再開し、同年3月に新労働法が制定されるに至った。その内容には、(1)従来認めなかった複数労組について、ナショナルセンターと産別労組は2000年から、個別企業においては2002年から認めること、(2)第三者介入禁止規定の削除、(3)組合の政治活動禁止規定の削除、(4)組合専従者への給与支給禁止、(5)罷業中の代替労働許容、(6)罷業中の賃金支払い義務廃止、(7)公務員・教員への団結権付与先送り、(8)整理解雇要件の緩和、(9)変形労働時間制の導入などが盛り込まれた<sup>48</sup>。

金泳三政権の末期には、1997年7月、タイのパーツの暴落に始まるアジア通貨危機が韓国にも波及した。韓国経済の成長率はマイナス5.8%、失業率8.6%という激しい経済危機となった。大手30企業グループに数えられた多くの財閥グループや系列会社が倒産し、失業を余儀なくされた。1997年に倒産した代表的な企業グループとしては、韓宝グループ、三味グループ、真露グループ、大農グループ、起亜グループ、ニューコアグループ、ヘッテグループ、韓羅グループ、双バンウルグループ、斗山グループ、極東グループ、清丘グループ、羅山グループ、東亜グループ、巨平グループなどがあげられる<sup>49</sup>。

同年11月には、IMF（国際通貨基金）に緊急融資を要請するに至った。IMFは融資条件として、財政再建、金融機関のリストラと構造改革、通商障壁の自由化、外国資本投資の自由化、企業ガバナンスの透明化、労働市場の改革などを求めた。韓国政府はIMFの210億ドルを含めた583億5000万ドルの巨額な融資を受け、IMFの管理体制下におかれ構造改革を進めることを確約した<sup>50</sup>。政府はIMFの融資を決定したが、解決の見通しを立てられず、12月の大統領選挙で当選した金大中がその処理に当たることになった。

以上のように、金泳三政権下の労働運動は、労働関係法の改正をめぐる労働団体が連帯し、それを阻止するための労働争議が活発化した。政府は、労働法の改正は競争力回復のためのやむを得ない措置とし、労働争議に対しては法律に基づいて断固に対応する方針を示したため、野

党と労働組合の大きな反発を招き、労政間の葛藤が大きかった時代であった。

## 7. 金大中（キム・デジュン）政権（1998—2002年）

1997年末のアジア通貨危機の最中に発足した金大中政権は、IMFによるコンディショナリティと平行して、韓国経済の四大改革を推し進めた。四大改革とは、金融部門、企業（財閥）部門、労働市場及び公共部門における4つの改革のことである<sup>51</sup>。金融部門においては、巨額の不良債権を抱えた銀行を中心とした金融システム全体について、経営基盤の健全化と業界再編のための改革が行われた。企業部門については、「ビッグ・ディール」と言われる財閥企業に対する構造改革が断行された。金大中政権は、財閥がアジア通貨危機の発生の主因であるとみなし、財閥企業に対して、①過剰債務の解消（財務リストラ）②過剰多角化の解消（事業リストラ）による選択と集中（いわゆる「ビッグ・ディール」）③コーポレート・ガバナンスの強化を求めた<sup>52</sup>。公共部門については、公営企業の民営化と民間委託の活性化を通して、公共部門の範囲を縮小し、効率性を増大させる一方、公共組織の運営方式については顧客中心の責任経営体制を拡大し、成果概念を強化した。労働市場部門については、企業の構造調整を促進し、労働市場の柔軟性を高めるために、労働者のリストラを制度として認める整理解雇制を導入した<sup>53</sup>。

経済危機克服のために政府は、とりわけ整理解雇制の導入には労働側からの大きな反発が予想され、これまで労働政策決定過程に排除されていた非合法労働団体である「民主労総」も加えた「労使政委員会」を発足させた。労使政委員会は、1998年1月15日に経済主体（労働者・使用者・政府）が参加する社会的合意機構である。同委員会では譲歩と理解、妥協と協力を模索し、同年2月6日に合意するに至った。その合意内容とは、整理解雇制と勤労者派遣の導入を含んだ労働市場の柔軟性の向上と労働基本権の拡大、総合的失業対策、企業の経営透明性の確保および構造調整の促進法案など、10分野99項目にわたる妥協案であった<sup>54</sup>。その後も労使政委員会は存続していたが、その中で労働団体が影響力を発揮することはできなかった。なぜならば、金大中政権の経済政策は、市場原理を貫徹することが至上命題だったからである。

IMF主導の構造調整政策の結果、労働現場は混乱し、解雇反対闘争や罷業が多発した<sup>55</sup>。そのような状況の中で、急進的な民主労総は、労使政委員会での政策決定過程への参加の実効性に疑問をもつようになり、1999年2月に委員会から脱退した。「民主労総」は、労働者の支持を得て大統領になった金大中政権が雇用調整のための整理解雇を奨励する政策に反発し、労働者の利益を代弁する独自の政党の必要性を主張し、2000年1月に民主労総を重要な支持基盤とする「民主労働党」が創設した。民主労働党は、2000年4月の総選挙で全国21の地方区で平均

13%台の支持率、2002年6月の地方選挙では8.1%の支持率を得るなど、労働者層を中心に一定の支持基盤をもつ政党として成長した。そして、2004年の総選挙では10議席を獲得し、第3政党の地位を獲得した。民主労働党の国会進出は、労働界側の要求事項の立法化や国会の場で議論ができる可能性を高めたという点では、労使関係に与える影響力を質的に高めたといえる<sup>56</sup>。

1997年の経済危機を乗り越えるために、痛みを分かち合う徹底的な構造改革を行った結果、1998年のマイナス5.4%成長から急速に回復し、1999年には9.5%の経済成長率を記録した。また、失業率も1998年に7.0%を記録したが、2002年には3%台に戻した。

以上のように、金大中政権下の労働運動は、アジア通貨危機による韓国の経済危機を克服するために、推進された整理解雇を含む労働政策をめぐる政府と対立しながら、労働者の要求を貫徹させる強硬路線で展開されてきた。また、労働団体は、労働者の利益と要求を代弁する政党を創設し、政治勢力化を図るなど、新たな労働運動を展開することになった。

## 8. 盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権（2003—2007年）

労働弁護士出身の盧武鉉政権の誕生とともに、経済危機と構造調整の中で蓄積された不満とこの政権に対する高い期待感は一連の労働者闘争として現れた。たとえば、斗山重工業の労組弾圧抵抗闘争、全教組の教育行政情報システム（NEIS）<sup>57</sup>拒否闘争、貨物連帯の労働3権認定闘争、地下鉄労組の連帯罷業、鉄道労組の4.20合意履行闘争、現代自動車をはじめとする大規模事業場での団体交渉関連闘争、民主労総の総罷業などが全国的に展開された。

盧武鉉政権の労働政策の方向は、「社会統合的労使関係の構築」を掲げている。2003年9月4日に発表した「労使関係の法・制度の先進化方案（労使関係ロードマップ）」とその推進に規定される。これは労使自治の原則に基づく労使双方の責任権限の明確化や労働市場の柔軟かつ安定化を図ることにより、労使紛争の最少化、労働基本権の向上及び企業の競争力強化を同時に実現していくものであった。その後、労使間で対立が大きくなりまとめに時間を要していたが、2006年9月11日に労使政委員会で合意に至った。特に対立が大きい「企業内複数労組の導入」と「労組専従者への賃金支払禁止」については3年間の猶予期間（2009年末まで）が設けられることとなった。ただし、この合意に参加していない民主労総は11月にゼネスト（総同盟罷業）を呼びかけていた<sup>58</sup>。

社会統合的労使関係を掲げた盧武鉉政権は、罷業闘争に対して、厳しく対応することを表明し、公権力の行使と大量懲戒を行うとともに、損害賠償請求訴訟も求めた。政権初期に、公共部門の構造調整過程に労働者の参加、労使紛争に対する公権力介入の最小化など、自立と責任の労使自治主義を確立することで、社会統合的労使関係を構築するという約束は守れなかった。

労働運動が激しさを増すにつれて政府も公権力行使で対応した。そのため、労政・労使関係は葛藤が深まった。労働運動過程において、韓国労総幹部の死亡や組合員の焼身自殺事件も起き、大混乱の時代であった。韓国労総と民主労総は、労働部長官の退陣を求めるとともに、労使政委員会と各種委員会からの脱退と政府に対する全面闘争を宣言した。

そんな状況の中、非正規労働者の増加が大きな問題となった。非正規職による労働組合結成が進み、長期に及ぶ非正規職の闘争が展開されることになった。錦湖タイヤでは、正規職労組の支援を受けた構内請負労働者の闘争で数百人規模で正規職化を会社側に認めさせるという大きな成果を挙げた。また、金属労組などが全国的に、製造現場での「構内請負」が派遣労働者保護法違反として「不法派遣摘発」闘争を労働行政、裁判所を舞台に展開することになった<sup>59</sup>。

盧武鉉政権は、「非正規職保護」を公約していたことから、関連の法制定を目指したが、規制緩和を主張して労働者保護に反対する経営側と「非正規職撤廃」を主張する労働側との労使間の利害が対立した<sup>60</sup>。結局、「非正規職保護法」(期間制、短時間、派遣労働者)は、2006年11月に制定され、2007年7月に300人以上の事業所に適用されたが、2009年7月より5人以上の事業所に拡大して適用するようになった<sup>61</sup>。非正規職保護法施行以後の企業側の対応は、雇用契約満了後、正規職への転換を避けるために、契約満了前に解雇措置をとった。社会的に注目を集めた流通大手のニューコア・イーランドは、法施行前に300人の非正規労働者を集団解雇した。これに対し、労働組合は雇用保障と正規職化を要求し、無期限罷業と籠城で対抗した。政府は公権力を行使して無力で強制解散し、参加者を連行する事態となった。

また、韓国ではこれまで公務員の労働3権を制限し、事実上公務員労組の結成を禁止してきた。このため、政府は全国公務員労働組合(全公労)を不法団体として規定し、幹部らを拘束するなど、強く対応してきた。公務員労組は2002年3月23日、6万5715人の組合員で発足した。発足と同時に法外労組だという理由で弾圧された。2004年12月には、国会環境労働委員会が労働3権のうち団結権及び団体交渉権は保障されるが、団体行動権(ストライキ権)を認めない条件で「公務員労組特別法」を通過させた<sup>62</sup>。これに反発して全公労は、公務員の労働3権の保障を求め、公務員労組特別法を拒否してゼネストを行い、多数の人が懲戒または解雇されるという事態が発生した。

以上のように、盧武鉉政権下の労働運動は、労使関係の先進化を進める上で、企業内複数労組の導入や専従者への賃金支給禁止をめぐる対立が大きかった。また、非正規労働者の問題が大きく浮上すると、解雇をめぐる罷業や籠城が多発し、政府の公権力を動員した強制解散にいたるほど非合法的な労働運動が展開された。さらに、公務員の労働3権をめぐる政府との対立的な関係も激化した。

## 9. 李明博（イ・ミョンバク）政権（2008—2012年）

李明博政権の労働政策は、「労使協力宣言」や「労使和合宣言」が打ち出され、これまで対立化していた労使関係を安定化させ、労使協力を訴えて誕生した。これを受けて多くの事業場で労使和合・労使協力宣言が出された。この宣言は、主に無労組や比較的労使協調に対して柔軟な姿勢を示す韓国労総であって、闘争志向的性格が強い民主労総傘下にある組合は少なかった<sup>63</sup>。

ところが、2008年の世界金融危機<sup>64</sup>を契機に、企業倒産が続出し、失業率も上昇した。政府は「法と原則が通用する労使関係」の秩序構築という政策の下で、罷業時の「無労働無賃金」原則の定着、不法争議行為に対する法治主義の確立などの立場を鮮明にした。それにも関わらず、双竜自動車では2,600人余りの構造調整の過程において労働組合が工場を占拠し、警察と物理的な衝突が起きるなど対立的な様相も現れた。一方、民主労総傘下の労組のうち、穏健合理的な労働組合運動を掲げる勢力の活動も活発した。ソウル地下鉄労組、仁川地下鉄労組など、これまで民主労総の闘争的な運動路線に問題を抱き、穏健合理的な労働運動勢力も現れた。また、現代自動車労組では闘争的な労働組合執行部を批判していた候補が委員長に当選されるなど、労組内部に変化が現れた。民主労総から脱退する労組もあった<sup>65</sup>。

そんな中、労働関係法の改正をめぐる「労使政委員会<sup>66</sup>」で議論を重ねてきた。大きな焦点となったのが、組合専従者への給与支給禁止問題と複数組合設立の解禁であった。これらの問題をめぐって労使政の間で激しい議論が交わされた。労働組合は法改正に強く反対した<sup>67</sup>。韓国では、組合専従者の給与をこれまで使用者が支払ってきたが、使用者による組合専従者給与の支給は、不当労働行為に当たるとして原則的に禁止するとして、2010年1月の労働組合法改正を経て、同年7月1日から施行されるようになった。同時に、10年以上にわたる議論の末、「複数労働組合」制度も導入された。韓国ではこれまで、企業内の複数労働組合設立が禁止されており、国際労働機関（ILO）の勧告も含め、長らく制度の不備が指摘されていたところである。また、同制度の施行にあわせて、「交渉窓口の一本化」が導入された<sup>68</sup>。

この問題をめぐって、両大労総と政府との労政葛藤が激化した。2011年1月韓国労総選挙では、李明博政権の労働政策に対して批判的な立場をとっていた委員長が当選すると、政府与党との政策連合の破棄を宣言するとともに民主労総に連帯を求めた。韓国労総は、その後も労働時間免除制度や複数労組などの問題点を取り上げ、労働法の改正を求め政府と葛藤関係を保っていた。さらに、上級団体への派遣の際、賃金支給をめぐる政府及び経営界と熾烈な論争を展開した。韓国労総は2011年12月に「統合民主党」の結成に直接参加し、政治的にも政府与党と対立関係を続けた<sup>69</sup>。

そんな中、全国公務員労組、民主公務員労組などの公務員労組の上級団体が統合し、新たな公務員労組を設立し、民主労総に加入した。これにより再び労政間の葛藤が発生した<sup>70</sup>。公共部門の労使関係は、これまでも不安定であったが、政府は2008年から公共部門の先進化政策を掲げ、公共機関の業務効率化、機関統廃合、人員削減などを本格的に推進してきた。この背景には、団体協約の中に人事・経営権の侵害、組合員数に比べて専従者数の過多、有給労組活動時間、労組に対する手厚い便宜支援などの条項に対する問題が多かったため、合理的な労使関係慣行を定着していく必要があった。これらの問題をめぐって労使葛藤が増幅した<sup>71</sup>。

2012年に入ると、李明博政権に積み重なっていたさまざまな労働問題が4月の総選挙前後や12月の大統領選挙以前の時期に提起され、労使葛藤が噴出した。その結果、2012年には多くの事業場で労働争議が発生するなど、再び、労働運動が活発し始めた。この労働争議は闘争的運動路線を掲げている民主労総に所属する組合がある事業場で発生することが多く、しかも大企業において起きている<sup>72</sup>。大規模な労働争議のうち、特に社会的に注目された事例として、双竜自動車、韓進重工業、現代自動車の労働争議があげられる。双竜自動車・韓進重工業の場合は、整理解雇撤回、現代自動車の場合は、構内請負労働者の正規職転換が主要要求事項となっていた。労働争議は長期・混迷化し、双竜自動車では22人の自殺者が発生し、韓進重工業では民主労総の女性労働組合員によるクレーン上で309日間籠城が続いた。その背景には、通貨危機を契機に整理解雇制や労働者派遣制など、労働市場の柔軟化を図るために、政府が労働関係法を導入したことで、正社員のリストラや非正規労働者の問題が浮上したからである<sup>73</sup>。

韓進重工業の闘争の発端は、2011年2月会社側が170人余りの整理解雇を発表したことで、労組が整理解雇反対の罷業に突入した。韓進重工業の労働組合の整理解雇反対闘争が全国的な関心を寄せたのは、芸能人や詩人らが労組闘争に支持を表明し、市民や大学生、サラリマンなどもこれに加わったからである。労使葛藤が深刻になると、政治界でもこの問題に関与し、国会環境労働委員会で韓進重工業社長が整理解雇者の早期復職を約束し一段落した<sup>74</sup>。

現代自動車の構内請負をめぐる労使紛争は、現代自動車の構内請負労働者が労働組合を組織し、構内請負の使用方式について問題を提起したからである。当時、非正規職であった労働者が2005年から不当解雇救済申請を求めていたが、2012年2月23日大法院は、構内請負を不法派遣（偽装請負）と判決を下した。この不当解雇判決が出ると、2012年5月20日中央労働委員会も復職とともに、これまでの賃金を支払うよう決定した。大法院判決を受けて現代自動車の非正規職労組は、構内請負労働者全員を正規職化するよう要求した<sup>75</sup>。これにより政府、労組および社会的な圧力から現代自動車は、2012年9月に今後5年間構内請負労働者3,000人を新規採用形式で正規職化するとし、2012年は1,000人を正規職化すると発表した<sup>76</sup>。

以上のように、李明博政権下の労働運動は、整理解雇や構内請負労働者問題、公共部門の改革など、さまざまな労働懸案問題をめぐって、労働組合が過激かつ戦闘的な労働争議を伴う労働運動を展開してきた。労働争議は主に大手企業を中心に発生し、雇用問題が労使間の大きな対立点であった。しかも争議期間も長期間にわたり、社会的にも注目された。

#### 10. 朴槿恵（パク・クネ）政権（2013—2017年）

朴槿恵政権は、経済の活性化に向けた4大改革（労働市場改革、公共部門改革、教育改革、金融改革）のなかでも、公共部門改革と労働市場改革を最優先課題に位置づけて、推進してきた。韓国鉄道の民営化をめぐる政府と労組側との激しい衝突が繰り返された<sup>77</sup>。鉄道労組は、民営化の阻止のために2009年にも民主労総とともに大規模な不法罷業を起こしたことがある。これに対し、会社側は、罷業参加者に罷免20人、解任149人など1万1588人に対して懲戒処分を下した<sup>78</sup>。

2013年12月、韓国の全国鉄道労働組合は、朴槿恵政権が進める鉄道民営化に真っ向から罷業闘争で立ち向かった。罷業は12月9日から30日まで22日間の長期間にわたった。政府と会社側は、これに対して強硬姿勢で対応した。すなわち、罷業参加者が期日までに復帰しない場合、復帰意思がないと見做し、それ相当の懲戒処分を下すと最終通告した。そこで組合員が次々と復帰したものの、罷業を企画し主導した組合幹部490人は、懲戒委員会で罷免・解任・停職などの懲戒処分が下された<sup>79</sup>。

民営化の流れはすでに金泳三政権期にまで遡る。初めて「鉄道民営化」案が登場したのは、金大中政権期のいわゆる IMF 危機のなかでだった。鉄道庁を含めた公企業の民営化を積極的に推進しようとしたその骨子は、鉄道庁と高速鉄道公団を統廃合した後、施設と運営部門を分離し、施設部門は韓国鉄道施設公団が、運営事業は民営化した韓国鉄道株式会社が受け持つ方式である。しかし、これは2002年に鉄道・電力・ガスの民営化反対共同闘争で阻止された。その後の政権においても民営化は労組の反対によって頓挫した。鉄道労組は現在、民主労総傘下の全国公共運輸社会サービス労働組合連盟に所属しており、ほぼ毎年罷業を行ってきた。民主労総の貨物連帯（組合員1万2000人）が鉄道罷業にともなう貨物代替輸送を拒否し、物流輸送に打撃を与えた。貨物連帯は「労組弾圧中断」「鉄道民営化反対」の横断幕1000枚を組合員に配布し、貨物車に取りつけて輸送拒否に突入した<sup>80</sup>。

警察は鉄道労組幹部9人を逮捕するとして、当時、京郷新聞社社屋にある民主労総事務室に押収捜索令状もなしに強制突入した。罷業指導部はすでに退避した後で、代わって侵奪に抵抗した民主労総幹部、組合員136人が連行された。この民主労総本部に対する未曾有の強制突入

は、労働界と市民運動、国民世論の公憤を爆発させる契機となった。民主労総はただちに「朴槿恵政権退陣を求める実質的な行動に突入する」として2013年12月28日に全面罷業闘争に突入すると宣言した。韓国労総も政府の暴挙に抗議し、民主労総の支持と政府との一切の対話断絶を宣言した。

労働市場の構造改革をめぐることは、すでに労使政が労働市場の構造改革に合意（大妥協）し、決着がついていた<sup>81</sup>。しかし、労使政による合意（大妥協）には、成立直後から不協和音が帯びていた。焦点となったのは、労働契約の解除の事項であった。労働界からは、低成果者に対する解雇が緩和されるのではないかという懸念から反発の声が上がった。二大労総のうち民主労総は労使政委員会から脱退したが、もう一方の韓国労総は合意文に署名をした。このことに民主労総は厳しく批判するとともに、罷業などの手段で対抗することを表明した<sup>82</sup>。

2015年11月14日、ソウルで大規模なデモが発生した。抗議の対象は、労働市場改革、教科書国定化、外交政策など、朴槿恵政権の一連の政策に向けられ、朴政権そのものに対する批判であった。その中でも労働市場改革に対しては、デモを呼びかけた二大労総の1つである民主労総は法案阻止の強い構えを見せた。朴槿恵政権は、国政指標として雇用率70%の政策を打ち上げ、その目標を達成するために労働市場の柔軟化、賃金の柔軟化を推し進めてきた。若年層の失業率が高い中で、雇用創出が当面の課題となっていたからである。政府の賃金ピーク制や成果年俸制、一般解雇ガイドラインの導入、就業規則変更要件の緩和などに関しては、労働組合や野党は強硬な反対運動を展開した。これをめぐって労使政三者間で意見対立や葛藤が生じた。

韓国では以前から定年を60歳以上と定める法律は存在していたが、あくまで努力目標であったため、事実上、企業は自由に定年を設定することが可能であった。しかし、2014年5月、「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」（高齢者雇用法）が施行された結果、60歳以上の定年制が義務化されることになった。義務化の開始時期は従業員数が300人以上の企業では2016年1月から、300人未満の企業では2017年1月からである<sup>83</sup>。

日本と同様、年功序列賃金を特徴とする韓国の賃金制度の下で定年延長は、企業にとって大きな人件費負担となる。本来なら労使間の話し合いで対応していく問題であったが、対立的な労使関係の下では労使が自立的に解決できることに限界があるとして、政府が深く介入した。それが定年延長に伴う賃金ピーク制の導入である。賃金ピーク制とは、一定年齢（ピーク年齢）を超えた場合、その生産性に依じて賃金を削減する代わりに定年保障や一定期間の雇用延長を行う賃金制度である<sup>84</sup>。政府は、賃金ピーク制の導入を奨励するため、賃金ピーク制支援金の支給も行うとしたが<sup>85</sup>、賃金ピーク制については、労働組合からの大きな反発があった<sup>86</sup>。

また、賃金の柔軟性を高めるため、政府は、公共部門に「成果年俸制」の導入を推し進めた。

労働界は労働の厳しさが増すのに加え、短期的な実績主義にとられる懸念があるとして強く反対した。民主労総傘下の鉄道、地下鉄、国民健康保険公団などの労働組合は、2016年6月27日「成果年俸制」反対などを掲げ、無期限一斉罷業に突入した。同年10月から12月にかけては、鉄道労組と貨物連帯が政府の成果年俸制の一方的な導入に反対し、74日間の罷業を行った<sup>87</sup>。これにより貨物列車の輸送に莫大な影響を及ぼした。「全国公務員労働組合」（全公労）<sup>88</sup>も成果年俸制に対し、攻勢的な闘争を強めた。朴槿恵大統領は、公共労組に対して国民の税金で運営され、雇用安定が保障される公共労組が成果年俸制の導入を拒否し、罷業を行うことを強く批判した<sup>89</sup>。労政間の葛藤はますます高まる傾向にあった。

公共部門の成果年俸制は、幹部職に対しては2010年から実施されてきたものの、政府が2016年から適用対象の拡大、基本年俸の格差拡大、成果給の拡大などを主な内容とする指針を示した。また、政府は制度導入を強制するため、早期履行した機関に対してはインセンティブを提供する一方、未導入機関に対しては賃上げの凍結と経営評価に不利益を与え、成果給支給を制限するなどの措置をとることにした。労働界はこの指針に強く反発し、集団行動に出た<sup>90</sup>。

朴槿恵政権は、教育部門の改革も進めてきた。その背景には、教育現場で歪曲された歴史教育、親北性向の理念教育が浸透していたからである。韓国では教職員による労働運動も活発であるが、民主労総傘下の「全国教職員労働組合」（全教組）は認められていない。全教組の合法性をめぐることは、2013年10月、雇用労働部が法外労組であることを通報したことで労働組合が反発し、全教組は10月19日、朴槿恵政権との全面戦争を宣言した<sup>91</sup>。

全教組は盧泰愚政権下の1989年5月28日、真の教育（民族教育、民主教育、人間化教育）実現と教職員の労働基本権保障を求め、2万人余りの教職員の参加で設立された。しかし、法律の制約と政権による弾圧で1500名余りの教師が解職され、全教組の活動は厳しい制約を受けた。その後、合法化闘争を展開し、金大中政権下の1999年7月1日に合法化された。ところが、全教組は教育現場で主体思想など親北性向の理念教育を行う者もあり、2005年5月、全教組所属の教師が中学生180人をパルチザン追慕祭に動員するという事件を起こし、猛反発を招いた。また、2005年2月から2年近くの間、「北朝鮮の先軍政治の偉大な勝利万歳」と書かれたポスターなどを全教組のホームページに掲載し、北朝鮮の体制を賛美・宣伝しているとして2007年1月18日、国家保安法違反で関係者が逮捕された<sup>92</sup>。

朴槿恵政権末期には、大きな出来事があった。民主労総を中心とした労働界、学界、政界、市民団体などは、大統領が主要な政策や人事など国政全般に一民間人を介入させた国政壟断事件として、大規模な「ろうそく集会」を連日開き、大統領の座から降りるようデモを繰り返してきた。ろうそく集会の圧迫は、2016年12月9日、朴槿恵大統領に対する国会の弾劾に追い込

んだ。2017年3月10日、憲法裁判所は大統領の職権乱用、強要、公務上機密漏洩などの理由に罷免を下した。

以上のように、朴槿恵政権下の労働運動は、政府が推進する改革に対し、大規模の不法罷業と公権力の行使という労・政対立の構図下で活発化した。特に、労働組合は政治的問題に対して労働者組織の政治勢力を利用し、闘争を展開してきた。非常識なことを常識なことに戻すという大統領の強い意志によって意欲的に推進されてきた労働改革は、弾劾によって進展することはなかった。

### Ⅲ. むすび

以上、韓国における労働運動を歴代政権の時代区分によって歴史的にみてきた。韓国の労働運動は、政治の民主化と経済発展の段階においてそれなりの役割を果たしながら展開してきたといえる。しかし、戦後から今日に至るまで不安定な労使関係あるいは労政関係は続いており、特に深刻な問題は、非合法かつ過激な労働運動が継続的に展開されてきたことである。たとえば、労働争議の方法として鉄パイプや火炎瓶などを用いることがその一例である。

韓国の急速な経済成長は、政府主導による経済優先と労働運動の弾圧の成果であるといえる。特に、韓国の労働運動の歴史の中で、最も重要なのは、労働運動の政治勢力化である。その理由は、労働運動そのものが労働者の権益を代弁することにとどまらず、韓国社会の民主化の過程と密接な関係をもっていたからである。解放後、軍事政権下の経済開発計画を進める中で、労働者の権利や労働組合活動は厳しく統制されてきたが、1987年の民主化宣言を契機にそれまで抑圧されてきた労働運動が活発化するとともに、政治的闘争も展開してきた。

歴代政権において労働組合は、労働条件をめぐる経済的な闘争から始まり、政府の政治的問題に対して労働者組織の政治勢力を利用して、さらには大学生や市民団体と連帯を強化しながら労働運動を展開してきた。1987年の6月抗争が労働者大闘争につながったのと同様、2016年には朴槿恵大統領の退陣を求めて総罷業や労働者大会などによって大きな成果をあげてきた。

韓国の労働運動は、実質的には韓国労総と民主労総の二大労総によって展開されてきた。民主労総は急進左派で階級闘争路線を指向するのに対し、韓国労総は穏健派で労使協調路線を指向し、政府と友好的な関係を保ってきた。労使政委員会においても労働法改正をめぐる改正内容に反発し、民主労総は不参加あるいは離脱することもしばしばあるが、韓国労総は協力的な姿勢を見せるなど、足並みが揃わないこともある。もちろん、時には、政府に対して共闘することももある。

近年の労使関係をみると、低成長と両極化が深化される中、政府主導の労働改革をめぐるイシューが多い。就業規則変更による低成果者の解雇緩和、成果年俸制、労働改革法案などがそれであり、また、造船産業を中心とした産業構造調整をはじめとして最低賃金と複数労組をめぐる葛藤、教師・公務員と公共部門の労働3権の行使をめぐる労・政葛藤も注目される。企業レベルでは、賃金引き上げや賃金ピーク制、団体交渉、構造調整などをめぐる労・使葛藤が注目される。韓国では毎年大企業中心の労働争議が発生しており、しかも上部団体とも連帯し、過激な闘争の様相と現れるのが特徴である。

今後、韓国の労働運動は労・使・政の関係の下で、労働者個々人の権益向上のための経済的闘争とともに、特定の政党との連携をとりながら政治的な闘争を強化していくことが予想される。

## 注

- <sup>1</sup> 民主化宣言とは、1987年6月29日に、盧泰愚大統領候補が発表した政治宣言であり、正式名称は「国民の大団結と偉大な国家への前進のための特別宣言」で、6.29民主化宣言とも呼ばれる。
- <sup>2</sup> 尹敬勲氏は、戦後の韓国の労働運動の発展段階を5つの時期に区分している。すなわち、①米軍政期の労働運動（1945年-1948年）、②解放後の労働運動（1945年-1950年代）、③経済発展期の労働運動（1960年代-1970年代）、④民主化推進期の労働運動（1980年代-1992年）、⑤政治的民主化の定着と労働運動（1992年-現在）である（尹敬勲「韓国の政治経済と労働運動の性格—歴史的的分析を中心に—」流通経済大学『流通経済大学論集』44(2)、2009年、pp.183-204）。
- <sup>3</sup> 尹敬勲、前掲論文、p.192。
- <sup>4</sup> 当時、労働問題を合法的・民主的に処理するため、公布された法令をみると、一般労働賃金に関する法令（1945年10月10日）、労務保護に関連した暴利に関する取締法規（1945年10月30日）、労働調停委員会法（1945年12月8日）、労働問題に関する公共政策および労働部設置に関する法令（1946年7月23日）、児童労働法規（1946年9月18日）、最高労働時間に関する法令（1946年11月7日）、未成年者労働保護法（1947年5月16日）などがある（金潤煥「労関関係」韓国経営者総協会『労働経済40年史』1989年、p.23）。
- <sup>5</sup> 李元雨「韓国の労働組合と経営者団体」佐護馨・韓義泳編『企業経営と労使関係の日韓比較』泉文堂、1991年、p.163および尹敬勲、前掲論文、p.192参照。
- <sup>6</sup> 金潤煥、前掲論文、p.24および尹敬勲、前掲論文、p.192参照。
- <sup>7</sup> 李元雨、前掲論文、p.164。
- <sup>8</sup> 金潤煥、前掲論文、p.24。
- <sup>9</sup> 同上、p.24。
- <sup>10</sup> 朝鮮戦争（1950年6月25日～1953年7月27日休戦）とは、1948年に成立したばかりの朝鮮民族の分断国家である大韓民国（韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の間で、朝鮮半島の主権を巡り北朝鮮が、国境線と化していた38度線を越えて侵攻したことによって勃発した戦争である。分断国家朝鮮の両当事国、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国のみならず、東西冷戦の文脈の中で西側自由主義陣営諸国と1949年10月1日に建国された成立間もない中華人民共和国が交戦勢力として参戦し、3年間に及ぶ戦争は朝鮮半島全土を戦場と化した後に荒廃させた。1953年7月27日に中朝連合軍と国連軍は朝鮮戦争休戦協定に署名し休戦に至ったが、北緯38度線付近の休戦時の前線が軍事境界線として認識され、朝鮮半島は北部の朝鮮民主主義人民共

和国と南部の大韓民国の南北二国に分断された。

- <sup>11</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 27。
- <sup>12</sup> 尹敬勲, 前掲論文, pp. 193-194。
- <sup>13</sup> 詳しくは, ①金潤煥, 前掲論文, p. 25, ②李元雨, 前掲論文, p. 165, ③金亨培「労働法制」韓国経営者総協会『労働経済40年史』1989年, pp. 72-74, ④小玉敏彦『韓国工業化と企業集団—韓国企業の社会的特質—』学文社, 1995年, pp. 75-80参照。
- <sup>14</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 28。
- <sup>15</sup> 同上, p. 28および李元雨, 前掲論文, p. 165, 尹敬勲, 前掲論文, p. 193参照。
- <sup>16</sup> 4. 19革命とは, 1960年3月に行われた第4代大統領選挙(3. 15不正選挙)における大規模な不正選挙に反発した学生や市民による民衆デモにより, 当時, 第4代韓国大統領の座にあった李承晩が下野した事件のことである。
- <sup>17</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 29。
- <sup>18</sup> 李元雨, 前掲論文, p. 165。
- <sup>19</sup> 5・16軍事革命とは, 当時少将だった朴正熙などが起こした軍事クーデターのことである。クーデターが起こった社会的背景として, 学生や革新政党中央とする民主化運動と統一運動の高まりに対して軍部が危機感を抱いたことがあげられる。クーデターに成功した革命軍は, 全国に戒厳令が敷かれ, 一切の屋内集会が禁止, 出版や報道に対する事前検閲が実施されるとともに, 国会及び地方議会の解散, 政党や社会団体の活動を禁止した。
- <sup>20</sup> 詳しくは, 小玉敏彦, 前掲書, pp. 50-61参照。
- <sup>21</sup> 李元雨, 前掲論文, pp. 166-167。
- <sup>22</sup> 李元雨, 前掲論文, p. 167, 孫昌熹, 前掲書, p. 35, 尹敬勲, 前掲論文, p. 194参照。
- <sup>23</sup> 小玉敏彦, 前掲書参照。
- <sup>24</sup> 孫昌熹『韓国の労使関係 労働運動と労働法の新展開』日本労働研究機構, 1995年, pp. 34-35及び金亨培, 前掲論文, pp. 76-88参照。
- <sup>25</sup> この点に関しては, 金潤煥, 前掲論文, pp. 35-36, 孫昌熹, 前掲書, p. 36, 尹敬勲, 前掲論文, p. 195参照。
- <sup>26</sup> 維新体制とは1972年10月17日, 当時の朴正熙大統領が, 特別宣言なるものを発表し, 国会の解散や政党・政治集会の中止, 夜間外出禁止令などを決定し, 韓国全土に非常戒厳令を発して, 独裁色を強めた一連の宣布のことであり, 十月維新革命ともいう。また, このときに強行的に改正された憲法を維新憲法, この時期を維新体制という。
- <sup>27</sup> 李元雨, 前掲論文, p. 167および孫昌熹, 前掲書, p. 35。
- <sup>28</sup> 磯崎典世「韓国の労働運動」『生活経済政策』No. 136, 2008年, pp. 39-40および小玉敏彦, 前掲書, pp. 80-101参照。
- <sup>29</sup> 1970年代の代表的な労働組合としては, 72年に結成された清溪被服労働組合, 東一紡績労働組合, 元豊毛紡労働組合, 73年に結成されたコントロールデータ労働組合, 74年に結成された半島商事労働組合, 75年に結成されたYH貿易労働組合がある(孫昌熹, 前掲書, p. 37)。
- <sup>30</sup> この事件は, かつら輸出会社YH貿易の女子労働者が, 会社の廃業通告に抵抗して野党・新民党の党舎に籠城していたところに, 政府当局が警察を投入して強制解散させた過程で, 一人の労働者が死亡した事件である。
- <sup>31</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 36, 孫昌熹, 前掲書, p. 37, 磯崎典世, 前掲論文, p. 40参照。
- <sup>32</sup> 光州事件とは, 1980年5月18日から27日にかけて韓国の全羅南道の道庁所在地であった光州市を中心として起きた民衆の蜂起である。5月17日の全斗煥らのクーデターと金大中らの逮捕を契機に, 5月18日にクーデターに抗議する学生デモが起きたが, 戒厳軍の暴行が激しかったことに怒った市民も参加した。デモ参加者は約20万人にまで増え, 木浦をはじめ全羅南道一帯に拡がり, 市民軍は武器庫を襲うと銃撃戦の末に全羅南

- 道道庁を占領したが、5月27日に政府によって鎮圧された。この事件は、5.18民主化運動と呼ばれる。
- <sup>33</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 39, 孫昌熹, 前掲書, pp. 37-38, 小玉敏彦, 前掲書, 101-112参照。
- <sup>34</sup> 金潤煥, 前掲論文, p. 38, 金亨培, 前掲論文, pp. 93-102, 小玉敏彦, 前掲書, pp. 101-118参照。
- <sup>35</sup> 朴昌明「経済危機以降の韓国労使関係」『大原社会問題研究所雑誌』No. 572, 2006年7月, p. 18および尹敬勲, 前掲論文, p. 194参照。
- <sup>36</sup> 尹敬勲, 前掲論文, pp. 195-196, 小玉敏彦, 前掲書, p. 112, 金潤煥, 前掲論文, pp. 41-44, 孫昌熹, 前掲書, p. 52参照。
- <sup>37</sup> 民主化宣言とは、1987年6月29日に、韓国の盧泰愚大統領候補が発表した政治宣言である。民主化宣言は8項目からなり、与野党合意による大統領直接選挙制への憲法改正の実施と1988年2月の平和的政権交代実現と大統領選挙法の改正と公正な選挙の保障ならび政治犯の特赦が中心事項となっている。
- <sup>38</sup> 磯崎典世, 前掲論文, p. 41および孫昌熹, 前掲書, pp. 40-41参照。
- <sup>39</sup> 小玉敏彦, 前掲書, p. 112および明泰淑「韓国における「文民政府」の成立と労使関係の新動向」龍谷大学大学院研究紀要『社会科学』8, 1994年, pp. 30-42参照。
- <sup>40</sup> 小玉敏彦, 前掲書, pp. 112-118および金亨培, 前掲論文, pp. 106-111参照。
- <sup>41</sup> 磯崎典世, 前掲論文, p. 41。
- <sup>42</sup> 同上, p. 42。
- <sup>43</sup> 同上, p. 42。
- <sup>44</sup> 同上, p. 42。
- <sup>45</sup> 同上, p. 42。
- <sup>46</sup> 明泰淑, 前掲論文, pp. 30-42参照。
- <sup>47</sup> 磯崎典世, 前掲論文, pp. 42-43。
- <sup>48</sup> 同上, p. 42。
- <sup>49</sup> 労働政策研究・研修機構, 前掲書, p. 7。
- <sup>50</sup> 高龍秀『韓国の経済システム』東洋経済新報社, 2003年, p. 120。
- <sup>51</sup> 高龍秀, 前掲書および高龍秀「通貨危機以降の韓国における構造改革」環日本海経済研究所『ERINA Discussion Paper』No. 0201, 2002年, pp. 1-18参照。
- <sup>52</sup> 労働政策研究・研修機構「韓国のコーポレート・ガバナンス改革と労使関係」『労働政策研究報告書』No. 10, 2004年参照。
- <sup>53</sup> 詳しくは、①労働政策研究・研修機構, 前掲書, ②経済産業省「アジア通貨危機後の韓国における構造改革」『平成26年版通商白書』2014年, pp. 178-184, ③高龍秀, 前掲書, ④高龍秀, 前掲論文参照。
- <sup>54</sup> 郭洋春「IMF体制と韓国の社会政策」『海外社会保障研究』No. 146, 2004年, pp. 34-35。
- <sup>55</sup> 詳しくは、朴昌明『韓国の企業社会と労使関係』ミネルヴァ書房, 2004年および朴昌明, 前掲論文参照。
- <sup>56</sup> 朴昌明, 前掲論文, p. 19および尹敬勲, 前掲論文, p. 198参照。
- <sup>57</sup> 教育行政情報システム (NEIS: National Education Information System) とは、教育行政全般の効率性の向上、教職員の業務環境の改善のために教育部が構築した全国単位で、2003年4月から施行された制度である。全教組は、個人の身上情報を合法的に収集管理するのは人権侵害であり、記録された情報が流出された場合、商業的に利用される恐れがある。さらに、このシステムが教師を統制または圧迫する手段になりかねないという点で導入に反対した。
- <sup>58</sup> 労働政策研究・研修機構「国際フォーラム開催報告／アジアの労使関係：韓国」2006年10月および労働政策研究・研修機構「盧武鉉政権の労使関係法制改革案と労使の反応」『海外労働情報：韓国』, 2003年12月参照。
- <sup>59</sup> 脇田滋「非正規雇用問題と労働運動—韓国との比較などを通して」『Gekkan ZENROREN』2012年6月, p. 30。
- <sup>60</sup> 労働側は、有期雇用や派遣労働の利用事由を限定する「入口規制」でなければ、むしろ「非正規職を法によっ

て公認し、固定化する」危険性を主張した（脇田滋，前掲論文，p. 30）。

- <sup>61</sup> 詳しくは，金元重「韓国における非正規労働の実態と非正規職保護法」千葉商科大学『国府台経済研究』第20巻第2号，2010年，pp. 79-94参照。
- <sup>62</sup> 公務員労働組合法案の主な内容は，まず第一点目に，公務員の団結権及び団体交渉権（団体合意権を含む）を認めるが，団体行動権（ストライキ権）は認められない。第二点目は，6等級以下の一般公務員および同等相当の公務員に労働組合への加入が認められる。ただし軍人や警察官等政治的に任命を受けた特別な業務にあると考えられる特別公務員は除外される。基本的に，給料・福利厚生・その他の労働条件に関する事項が交渉の対象となる。
- <sup>63</sup> 朴昌明「李明博政権下の韓国労使関係」環日本海経済研究所『ERINA Discussion Paper』No. 1301，2013年，p. 11。
- <sup>64</sup> 世界金融危機は，サブプライムローン問題（サブプライム住宅ローン危機）を発端とした2007年のアメリカの住宅バブル崩壊から連鎖的に発生した2008年のリーマンショック等を含む，一連の国際的な金融危機のことである。
- <sup>65</sup> 朴昌明，前掲論文，pp. 1-20参照。
- <sup>66</sup> 労使政委員会とは，1997年末，経済危機を解決するために，1998年1月15日に発足した利害当事者である労働者・使用者・政府間の社会的合意機構である。
- <sup>67</sup> 李ジョンヒ「2016年労使関係評価と2017年展望」『月刊労働レビュー』2017年1月号，pp. 17-18参照。
- <sup>68</sup> 詳しくは，朴昌明，pp. 4-6参照。
- <sup>69</sup> 李ソンヒ「2011年労使関係評価と2012年展望」『月刊労働レビュー』2012年1月号，p. 28参照。
- <sup>70</sup> 李ソンヒ「2009年労使関係評価と2010年展望」『月刊労働レビュー』2010年1・2月号，pp. 36-37参照。
- <sup>71</sup> 同上，pp. 43-44参照。
- <sup>72</sup> 朴昌明，前掲論文，pp. 12-13。
- <sup>73</sup> 同上，p. 17。
- <sup>74</sup> 李ソンヒ「2011年労使関係評価と2012年展望」『月刊労働レビュー』2012年1月号，p. 26参照。
- <sup>75</sup> 構内請負労働者は，生産部門に約8,134人，その他の部門に約4,670人が雇用されていた。
- <sup>76</sup> 裴圭植「2012年労使関係評価と2013年労使関係展望」韓国労働研究院『月刊労働レビュー』2013年1月号，pp. 31-32参照。
- <sup>77</sup> 金元重「韓国鉄道労組の民営化反対ストライキ」『月刊労働運動』6月号，2014年。
- <sup>78</sup> 「朝鮮日報」2013年12月28日。
- <sup>79</sup> 「朝鮮日報」2013年12月28日および「朝鮮日報」2013年12月30日。
- <sup>80</sup> 金元重，前掲稿，2014年。
- <sup>81</sup> 労使政合意文の概要は次のとおりである。労使政委員会において9月15日，労働側代表の韓国労総（FKTU），使用者側代表の韓国経総（KEF），政府側代表の雇用労働部の各代表および労使政委員会委員長は本合意文を議決した。グローバル化，少子高齢化，産業構造の転換等，経済社会の急速な変化の中で，企業規模や雇用形態の違いによる賃金をはじめとした労働条件の格差は拡大し，労働市場の二極化という深刻な結果をもたらされている。効率的に機能しているとは言えない現在の労働市場には，根本的な革新が必要であるという共通認識のもと，韓国経済の新たな跳躍と雇用問題の解決に向け，労使政の間で熾烈な議論が展開された結果，今回の合意に至ったことが合意文の前文には記されている（労働政策研究・研修機構『海外労働情報』2015年12月号）。
- <sup>82</sup> 合意文には，「解雇を緩和する」という表現は含まれていないものの，労働側の激しい反発を招いた背景には，それまで政府と使用者側は「雇用の柔軟性」「解雇規制の緩和」などについてたびたび論じてきたからである。
- <sup>83</sup> 労働政策研究・研修機構『海外労働情報（韓国）』2013年6月号。

- <sup>84</sup> 60歳定年義務化に向けた改正高齢者雇用法において、定年の延長に当たり、「その事業又は事業場の状況に応じた賃金体系の改編など必要な措置を講じなければならない」と定めている。
- <sup>85</sup> これは事業主が労働者代表の同意を得て、定年を60歳以上に延長したり、定年を56歳以上60歳未満に延長し、56歳以後から一定年齢、勤続時点または賃金額を基準に賃金を減らす制度を施行する場合、該当事業主の下で、18カ月引き続き勤務し、ピーク賃金比で10%以上減額した労働者に対して年間最大1,080万ウォンまで支援するものであり、2018年末までの時限措置である(労働政策研究・研修機構『2016年海外情勢報告』p. 301)。
- <sup>86</sup> 裴圭植「2015年労使関係評価と2016年労使関係展望」韓国労働研究院『月刊労働レビュー』2016年1月号、pp. 25-27参照。
- <sup>87</sup> 「朝鮮日報」2017年1月9日および「朝鮮日報」2017年3月21日。
- <sup>88</sup> 全公労は2007年10月合法労組として認められたが、解職者を組合員から脱退させるよう求めたが、是正命令を履行しなかったことで雇用労働部より法外労組の通報を受けた。現在も全公労は法外労組のままである(李ジョンヒ、前掲論文、p. 18)。
- <sup>89</sup> 「韓国経済新聞」2016年10月11日。
- <sup>90</sup> 政府の公共機関に対する成果年俸制の勧告案と労組の対応については、盧グァンピョ「公共部門労使関係—公共機関を中心に」『月刊労働レビュー』2017年1月号、pp. 35-44参照。
- <sup>91</sup> 雇用労働部は、組合員資格のない解職教師を組合員として認定する規約を改正し、幹部として活動する退職教員9人を脱退させるよう是正命令を下したが、全教組がこれに応じなかったために、法外労組として通報した。現在も法外労組の状態で活動を続けている(李ジョンヒ、前掲論文、p. 18参照)。
- <sup>92</sup> 全国教職員労働組合 [http://ja.wikipedia.org/\(2017/4/28\)](http://ja.wikipedia.org/(2017/4/28))。

## 参 考 文 献

- 安熙卓『韓国企業の人的資源管理—その特質と変容—』文真堂、2011年。
- 安熙卓「韓国労使関係の近年の動向」『経営学論集』第25巻第3号、2015年、pp. 27-48。
- 李元雨「韓国の労働組合と経営者団体」佐護譽・韓義泳編『企業経営と労使関係の日韓比較』泉文堂、1991年、pp. 159-185。
- 李ソンヒ「2009年労使関係評価と2010年展望」『月刊労働レビュー』2010年1・2月号、pp. 36-51。
- 李ソンヒ「2011年労使関係評価と2012年展望」『月刊労働レビュー』2012年1月号、pp. 23-32。
- 李ジョンヒ「2016年労使関係評価と2017年展望」『月刊労働レビュー』2017年1月号、pp. 7-28。
- 林サンフン・裴ギョウシク・姜ビョンシク『公共部門構造調整と労使関係安定化』韓国労働研究院、2004年。
- 禹宗杭編『韓国の経営と労働』日本経済評論社、2010年。
- 郭洋春「IMF体制と韓国の社会政策」『海外社会保障研究』No. 146、2004年、pp. 33-42。
- 韓国経営者総協会『労働経済40年史』1989年。
- 金潤煥『韓国労働運動史Ⅰ』チョンサ、1981年。
- 金潤煥「労関関係」韓国経営者総協会『労働経済40年史』1989年、pp. 15-59。
- 金元重「韓国労使関係の変遷と構造的特質」法政大学大原社会問題研究所編『韓国労使関係の展開と現状』総合労働研究所、1997年、pp. 3-40。
- 金元重「韓国における非正規労働の実態と非正規職保護法」千葉商科大学『国府台経済研究』第20巻第2号、2010年、pp. 79-94。
- 金元重「韓国鉄道労組の民営化反対ストライキ」『月刊労働運動』6月号、2014年。
- 金植鉉・鄭在勲『労使関係論』学賢社、1995年。
- 金光旭「韓国における労働市場の柔軟性とその対応—新自由主義のパラドックス」『Meijo Asian Research

## 韓国における労働運動の歴史的展開

- Journal』 Vol. 1 No. 1, 2010年, pp. 17-25。
- 金兌基・尹鳳駿『労使紛糾研究』韓国労働研究院, 1991年。
- 金在源『韓国の労働問題と労使関係定立方案』韓国経済研究院, 1996年。
- 金早雪「韓国の雇用・労働政策の変遷, 現状及び課題」宇佐見・牧野編『新興工業国における雇用と社会政策: 資料編』(調査研究報告書), アジア経済研究所, 2006年, pp. 63-82。
- 金亨培「労働法制」韓国経営者総協会『労働経済40年史』1989年, pp. 61-114。
- 経済産業省「アジア通貨危機後の韓国における構造改革」『平成26年版通商白書』2014年
- 高龍秀『韓国の経済システム』東洋経済新報社, 2003年。
- 高龍秀「通貨危機以降の韓国における構造改革」環日本海経済研究所『ERINA Discussion Paper』No. 0201, 2002年, pp. 1-18。
- 小玉敏彦『韓国工業化と企業集団—韓国企業の社会的特質—』学文社, 1995年。
- 佐護譽・韓義冰編『企業経営と労使関係の日韓比較』泉文堂, 1991年。
- 磯崎典世「韓国の労働運動」『生活経済政策』No. 136, 2008年, pp. 39-40。
- 孫昌熹『韓国の労使関係—労働運動と労働法の新展開—』日本労働研究機構, 1995年。
- 朴英凡・李相徳『公共部門の労使関係』韓国労働研究院, 1990年。
- 朴昌明『韓国の企業社会と労使関係』ミネルヴァ書房, 2004年。
- 朴昌明「経済危機以降の韓国労使関係」『大原社会問題研究所雑誌』No. 572, 2006年7月, pp. 17-32。
- 朴昌明「李明博政権下の韓国労使関係」環日本海経済研究所『ERINA Discussion Paper』No. 1301, 2013年, pp. 1-20。
- 裴圭植「2012年労使関係評価と2013年労使関係展望」韓国労働研究院『月刊労働レビュー』2013年1月号, pp. 23-45。
- 裴圭植「2015年労使関係評価と2016年労使関係展望」韓国労働研究院『月刊労働レビュー』2016年1月号, pp. 5-37。
- 明泰淑「韓国における「文民政府」の成立と労使関係の新動向」龍谷大学大学院研究紀要『社会科学』8, 1994年, pp. 30-42。
- 尹敬勲「韓国の政治経済と労働運動の性格—歴史的分析を中心に—」流通経済大学『流通経済大学論集』44(2), 2009年, pp. 183-204。
- 盧ゲンピョ「公共部門労使関係—公共機関を中心に—」『月刊労働レビュー』2017年1月号, pp. 31-47。
- 労働政策研究・研修機構「韓国のコーポレート・ガバナンス改革と労使関係」『労働政策研究報告書』No. 10, 2004年。
- 労働政策研究・研修機構「韓国の労使関係の動向」『海外労働情報: 韓国』2006年10月。
- 労働政策研究・研修機構「盧武鉉政権の労使関係法制改革案と労使の反応」『海外労働情報: 韓国』, 2003年12月。
- 労働政策研究・研修機構「労働市場の構造改善のための労使政合意(大妥協)」『海外労働情報: 韓国』2015年12月号。
- 脇田滋「非正規雇用問題と労働運動—韓国との比較などを通して」『Gekkan ZENROREN』2012年6月, pp. 26-33。